

議論すべき論点（全体）

（1）総論

- ① 多数決による金融債務の整理を可能とする本制度の正当性について、どう考えるか。
- ② 新たな制度の位置づけについて、法的倒産手続の延長か、私的整理の延長か、どのように考えるか。
- ③ 既存の準則型私的整理手続と並置して選択可能な制度とするか、既存の準則型私的整理手続を本制度に前置する制度とするか。

（2）対象事業者

- ④ 本制度と既存の準則型私的整理手続を並置する際に留意すべき点の1つとして、倒産前の早期かつ迅速な事業再生が必要な本制度の対象事業者について、どのように考えるか。
- ⑤ 本制度における事業再構築要件について、どのように考えるか。
- ⑥ モラルハザード防止の観点から、粉飾決算など虚偽情報により融資を得た事業者、悪意をもって一時停止違反をした事業者など、誠意のない事業者を本制度の対象から排除する制度設計について、どのように考えるか。

（3）対象債権

- ⑦ 金融債権以外の債権についても、案件に応じて柔軟に対応することの可否も含めて、対象債権の範囲や根拠について、どのように考えるか。

（4）担保付債権の扱い

- ⑧ 本制度における担保付債権の扱いについて、どのように考えるか。

（5）一時停止

- ⑨ 手続の初期の段階で裁判所による強制力のある一時停止の制度が必要との指摘があったが、対象となる範囲について、どのように考えるか。

（6）決議・裁判所認可手続

- ⑩ 決議の可決要件のうち、債権額要件について、どのように考えるか。
- ⑪ 決議の可決要件のうち、頭数要件について、どのように考えるか。
- ⑫ 公平性・信頼性確保の観点と、迅速性等の運用の観点を踏まえ、裁判所による認可手続の位置付けや関与の程度等について、どのように考えるか。

（7）その他

- ⑬ 本制度から法的倒産手続に移行する場合に、留意すべき点があるか。
- ⑭ 事業再生ADRから本制度に移行する場合に、留意すべき点があるか。
- ⑮ 決議に関し考慮すべき点の1つとして議論されている、反対債権者に対する債権買取請求権について、どのように考えるか。
- ⑯ 制度設計上、留意すべき点の1つとして議論されている、債権放棄を含む権利変更を行うことになった場合の税務上の取り扱いについて、どのように考えるか。